

第4分科会

老いる

(高齢化)

○高齢になっても安心して暮らせる環境とは

- ・ 障害者支援施設における高齢化への対応
- ・ 本人の生活を支えるのはだれ？

⇒「親のつとめ」から「社会のつとめ」へ

——— コーディネーター ———

福島龍三郎 (佐賀県)

特定非営利活動法人ライフサポートはる 理事長

——— 基 調 講 演 ———

田中 正博

全国手をつなぐ育成会連合会 統括

——— 提 案 者 ———

片桐 公彦 (新潟県)

社会福祉法人みんなでいきる 理事長

大村 美保 (群馬県)

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画局 研究部研究課 研究員

金森 暢子 (滋賀県)

社会福祉法人グロ— 特別養護老人ホームふくら 看護師

第四分科会 老いる(高齢化) 全国手をつなぐ育成会連合会
基調講演 第一回 全国大会島根大会
9月27日(土)

「どうする？ 高齢化」 総合支援法時代に 育成会に求められる姿

全国手をつなぐ育成会連合会 統括
田中正博

迫りくる「家族同居の高齢化」を どのように受け止めるのか？

2015年は本格的な超高齢社会の「入り口」

Q高齢者人口の「ピーク前夜」へ

→ 2015年には「ベビーブーム世代(第1次)」が前期高齢者(65～74歳)に到達し、その10年後(2024年)には高齢者人口がピーク(約3,657万人)を迎える。

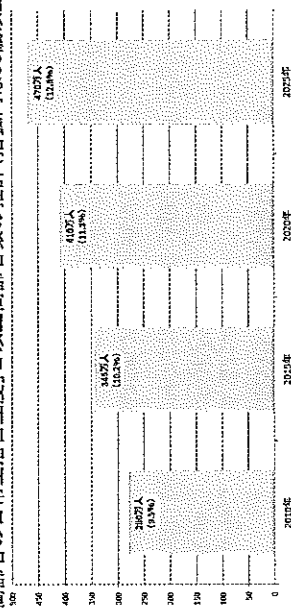
Q認知症高齢者が「800万人台」へ：2025年

→ 現在は認知症高齢者が既に305万人と見込まれるが、今後急速に増加し2020年には400万～500万になると推計される。

今後の介護保険をとりまく状況

65歳以上高齢者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上高齢者数の推計(括弧内は65歳以上人口対比)



75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

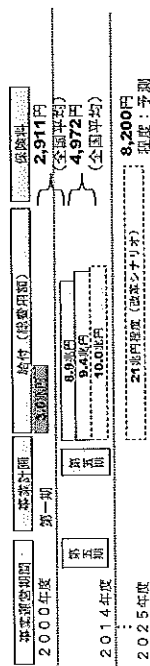
	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	鹿児島県	山形県	全国
2010年 <>は 割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>	25.4万人 <14.9%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は推 算	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)	29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	20.7万人 <22.1%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.28倍)
									4

介護給付と保険料の推移

介護保険料

保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。

高齢化の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8200円程度に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。



知的障害児者を含み、「孤立死」に至るリスクを抱える家庭を客観的に把握するためのチェックリストを作成する

相談支援事業所等を対象とするアンケートを実施

利用者（登録者）のうち、特に「孤立死」に至るリスクが高いと考えられる家庭の要因を探り、設問のうち特にリスク度合いと関連の高い項目を抽出

リスク度合いの精緻な評価ではなく、リスクを抱える家庭を相談支援事業者や行政などが把握するためのツール（簡易版と詳細版を作成）

ひとり暮らし	ひとり親（母/父）＋本人	家族同居だが世帯全体に弱さがある
--------	--------------	------------------

知的障害者を含む世帯における地域生活のハイリスク要因に関する調査について

2012年1月 札幌市内の住宅で、知的障害のある40歳代の女性がその姉と亡くなった事件

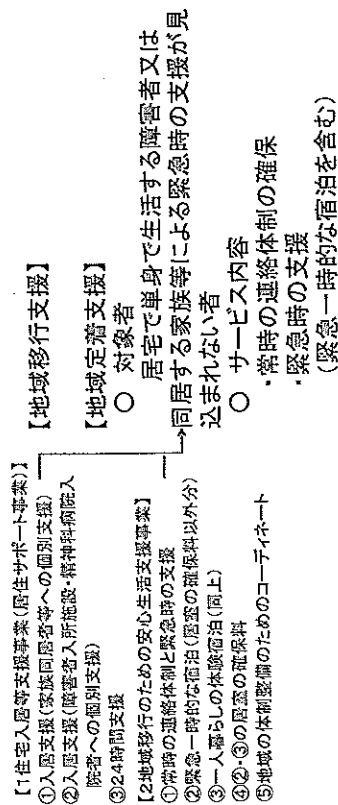
2012年2月 東京・立川市の住宅で、知的障害のある4歳の子どもと40歳代の母親が亡くなった事件

「高齢」「単身」といったイメージでは捉えきれない

【孤立死】のケース

地域で生活する、知的障害児者を含む家庭が「孤立死」に至る要因を明らかにする必要がある研究が始まった。

地域移行支援・地域定着支援と地域生活支援事業費補助金等との整理



知的障害者の高齢化の課題

日本でも話題になりました。
65歳を超えた知的障害者は、
5万人を超えると推測されます。

高齡になれば、内科的な様々な病気が増えます。
 身体機能の低下も目立ってきます。
 そして、認知機能の低下も次第に低下します。

サービス等利用計画の重要性

○サービス等利用計画：本人の「したいこと」を中心にした地域生活支援のための総合的な計画

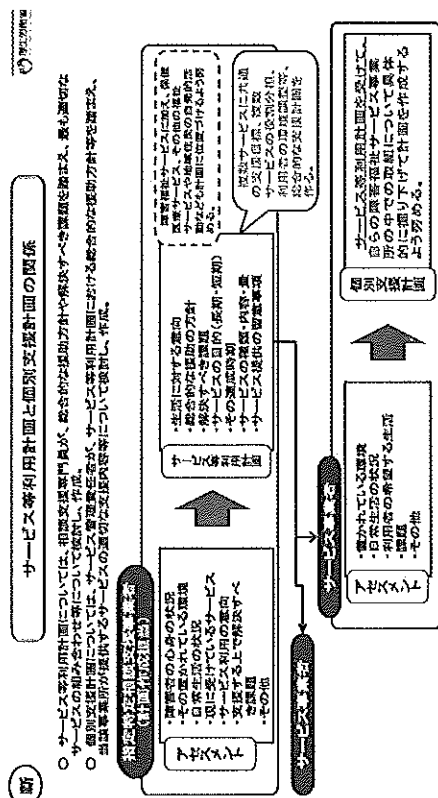
○個別支援計画：それぞれのサービスのニーズ、目標、支援方法などを示した計画。サービス提供の責任体制をはっきりさせ、サービスの質の向上を目指すもの。



なぜ、サービス等利用計画は市町村の支給決定「前」に案を作成するのか

【二に重要性がある】

支給決定にサービス等利用計画案を作成すると
いうことは、本人や家族の思いを元に、年齢に応
じた現在の困り感や将来希望する暮らしぶりを一
緒に考える、ということ
つまりは、ライフプランになります。



サービス等利用計画の重要性

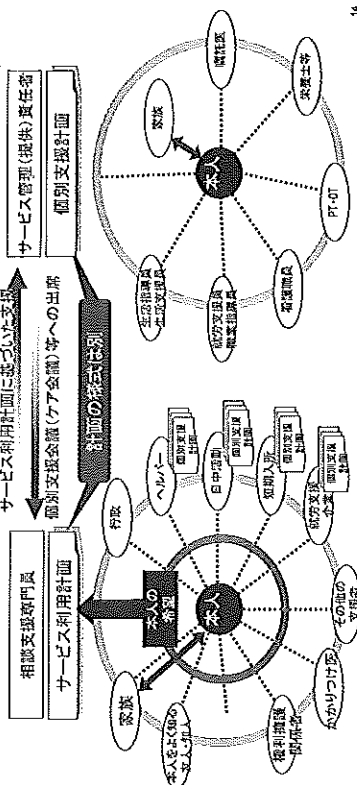
複数の障害福祉サービスを組み合わせ使用可能な性があるので、本人に適したマッチングやコーディネートが必要
支給決定プロセスを見直しサービス等利用計画を支給決定前に作成
さらにサービス等利用計画の対象者を「個別給付利用者の全員」へ拡大(平成27年4月からは必須、それまでは経過措置)

13

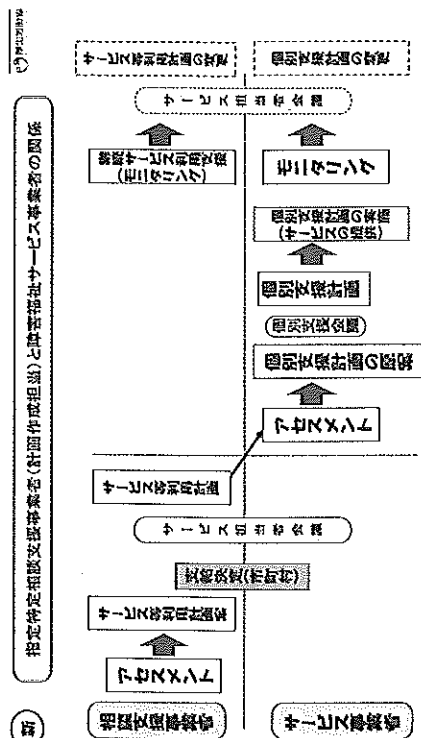
相談支援専門員、サービス管理責任者の作成する計画

【サービス事業所単位】

【地域での暮らし全体】



14

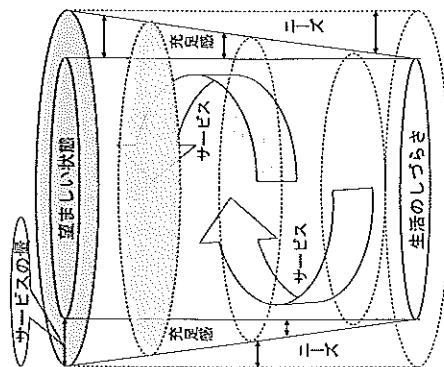


15

ニーズ(困難さ)はサービスによって、充足感を伴い望ましい状態に導かれるのが理想。

ニーズを見いだすのに必要な視点

- ① 充足感をもちたらず方法について検討する。
 - ② 欠けているのは何かを探る
 - ③ 望ましい状態を見いだす。
 - ④ サービスを利用する。
- ①から③を経ずに④のみの関わりであると充足感が得られ無い場合がある。



16

サービス等利用計画の必要性

総合支援法サービスの「利用予定表」を作成するのではない。インフォーマルな支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 要介護度(使えるサービス量)がハッキリしてからケアプランを作成する介護保険、市町村の支給決定前(使えるサービス量が不明な段階)からサービス等利用計画を作成する障がい児者支援

17

サービス等利用計画の重要性

本人や家族の現状課題や将来展望に応えた、福祉サービス以外の支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 家族介護を前提としてケアプランを立てる介護保険、最終的には家族介護は前提とせず、しかし家族の意向や家族支援をも盛り込んだサービス等利用計画を立てる障がい児者支援

18

サービス等利用計画の重要性

特に知的・発達障害のある人の地域生活支援を考えると、相談支援は命綱。意思決定支援を「形」にできるのはサービス等利用計画

障害のある人の意思決定を支援しつつ、本人を中心として現状の課題や将来展望を共有した上で、福祉サービスの組み合わせだけではない「ライフプラン」としてのサービス等利用計画を作ることができているか・・・ライフプランと意思決定支援

19

育成会だからができること、 育成会としてすべきこと

高齢化に備えて必要なのは変化する暮らしぶりを一緒に考えてくれる支援
重要なのはサービス等利用計画

訓練事業は環境調整が重要

体験を伴い時間をかけて行うアセスメント

必要な視点は全体適正化

20

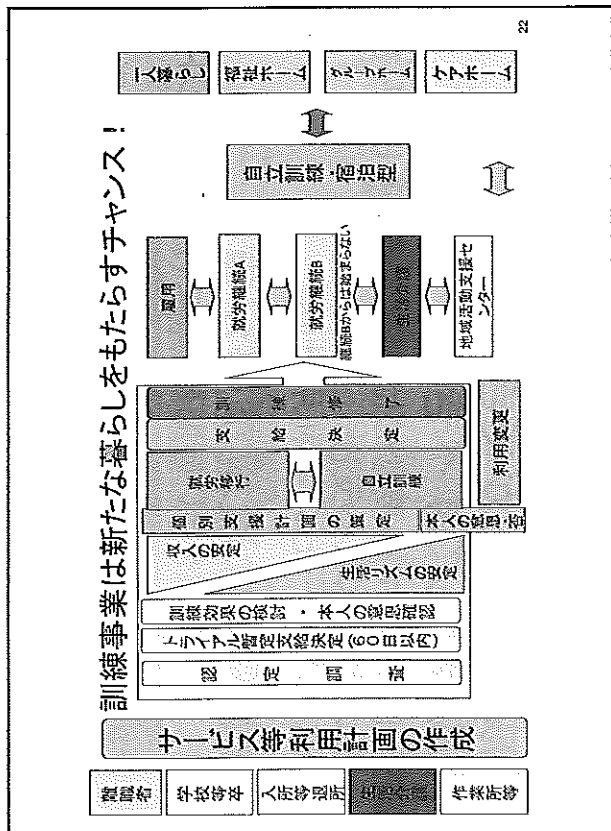
でせう、と、さういふ

まずは「今の暮らし」から「これからの暮らし」を考
えてみよう。

ご本人のこれからと、ご家族のこれからを
おためし利用はGHだけではない

短期入所やホームヘルプをためてみよう。
相談支援専門員を元気づけよう。

サービス等利用計画を一緒に盛り上げよう



官泊型自立自営の地域移行・地域生活支援機能の強化

平成24年度からは、**「地域生活型自立訓練
と就労継続支援」**などの**「日中活動サ
ービスやジョブスタディの事業等**を組み合
わせて実施しやすくとともに、**新たに
創設する地域移行支援、地域定着
支援**を組み合わせて実施すること等
により、病院入所施設からの地域移
行・地域生活への定着を一層促進

地域移行・地域生活支援機能の強化を
 する観点等から、宿泊型自立訓練の見直し

★相模湾の海況

- ・ ケアマネジメントの導入によりサービス利用計画案を重視
- ・ 相談支援体制の強化(地域移行支援、地域定着支援の個別給付化)など

宿泊型自立訓練

(夜間における地域生活のための訓練等)

十 事業者の選択により、次のサ

日中女子學堂の設備

シヨートステイの実施
(再入院の予防・悪化時の受け入れなど)

地・地域移行支援、地域定着支援の実施
（新生活の準備支援、24時間の相談支援体制、緊急時対応など）

樂無

ふじはく
ふじはく

自立訓練事業の新たな形を求める

訪問型生活訓練事業の創設について

自立訓練は生活訓練と機能訓練に分かれている。
生活訓練には、通所を活用する型と通所からの訪問
型と宿泊訓練型がある。

新たな提案は、訪問型の新しい型で、通所からでは無く訪問介護（ホームヘルプ）型、最後はヘルパーの量を決めるアセスメント

新たな提案

訪問介護型生活訓練のイメージ(知的障害の方)

- 自宅にある調理器具で簡単な食事作りの仕方や習慣を身につける
- 無理なく出来る程度の頻度や方法による掃除や整理整頓洗濯等の家事の仕方や習慣を身につける
- 実行可能な服薬管理の方法を見つけ、身につける
- 近所づきあいへの支援(訪問セーラズなどを断わる等含む)
- ご本人が困ったときに、SOSが出せる場所を決め、無理なくできる方法を身につける

25

訪問介護型生活訓練のイメージ(発達障害の方)

- 本人が安定して生活できるスケジュールの設定。本人にとって分かりやすく表示して生活リズムを保つ **新たな提案**
- 音に過敏な場合、遮音、防音の方法を見つける。
- パニックの原因を把握し、パニックを起こさなくて済むような環境調整を行う。
- 生活習慣の中で順番通りに行わないと気が済まなくないにだわりに対し、順番を間違えたときの対処方法を見いだし活用できるように支援。
- ひきこもり対応として定期的な訪問。ひきこもりから外出可能な状況になるまで段階的に支援する。

26

移動支援への橋渡しのイメージ 新たな提案

- 公共交通機関を利用して、日中活動事業所や職場に通う練習をし、一人対応をめざす
- 自宅周辺の店を把握し、生活に必要な買い物などができるところをめざす
- 医療機関を受診し、診察の内容をメモしてもらい、薬を受取り帰ってきて、支援者に連絡する仕方を身につける
- 道に迷った場合の対応方法を身につける
- 自転車の乗り方を練習し、交通手段として活用する

(参考資料) ひとりで乗りたい(知的障がい者通所自立支援マニュアル)
※大分県知的障がい者通所自立支援事業
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/176915.pdf>

27

通院介助はホームヘルプで確保しよう

県庁内各保健所
平成25年度県民生活支援事業
障害者自立支援事業の特別支援の取り組み
に資する調査報告書

現状として通院介助は、ヘルパーの行為として身体介護に当たり、外出時の移動も加わり制度が成立しているとして理解できる。しかし通院介助では、病院までの移動の対応としては重要であるが、特に知的や精神の分野ではその障害特性を踏まえて、本人の病状や苦痛などを相談者が丁寧に聞き取り、本人の代弁者として医者に伝えることと、医療からの必要な情報を本人が十分に理解できるように支援する事が求められている。通院介助でアクセスすべきは移動だけではなく、情報へのアクセスと捉えるべきである。個別給付である通院介助が、ヘルパー業務の相談を重視して展開されるようになれば、地域生活支援事業である移動支援での工夫や、ホームの世話人や家族を頼りにした支援で乗りきらざるを得ない現状を改善し、確実に障害のある方の適切な通院保障が行われるようになる。通院介助を巡る制度の再整理をして、真に活用できるように、見直しが求められている。

28

地域における居住支援の在り方についての論点

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

求められる機能

- 相談 (地域移行、親元からの自立)
- 体験の機会・場 (一人暮らし、グループホーム等)
- 緊急時の受け入れ・対応 (ショートステイの利便性・対応力向上等)
- 専門性 (人材の確保・養成・連携)
- 地域の体制づくり (サービス拠点、コアーディネーターの配置等)

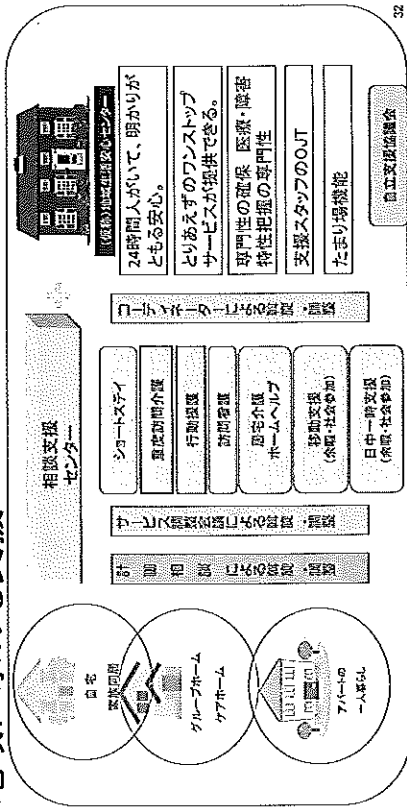
・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。

地域における居住支援に求められる機能について

関係団体からのヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

地域に求める支援



「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」
(地域生活支援拠点)

小規模・多機能拠点の整備

(コーデイネーターの配置、グループホームの定員規模の特例、障害福祉計画に基づく整備)やグループホームにおける日中・夜間や重度者に対する支援の充実等の必要性をまとめ、高齢化・重度化や「親なき後」の課題に一定程度対応することができるよう、地域における居住支援のための機能を強化していくこととなった。

31

「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」
(地域生活支援拠点)

「機能強化」

体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応などをショートステイの拡充を軸に地域の機能を強化拠点整備には追加整備費(国二分の一、地方自治体四分の一づつ)が予算化されました。これには、安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーデイネートや個別給付による地域定着支援の実施が優先的な採択の必須条件。

34

小規模入所施設はどのような？

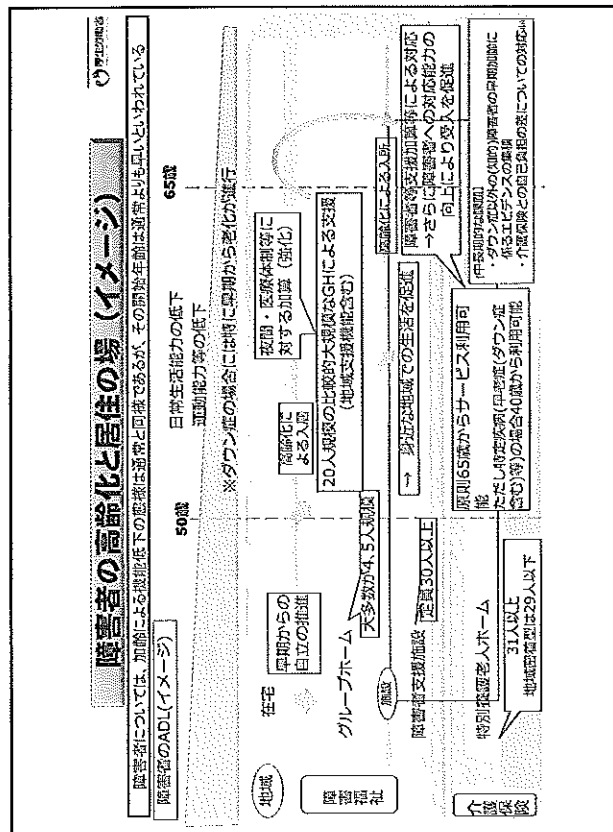
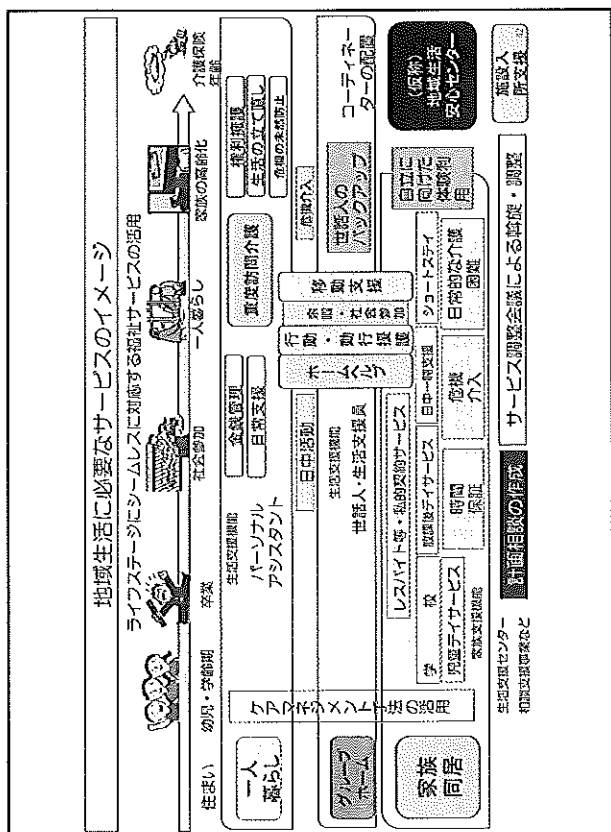
1. これらのほか、衆参両院での「附帯決議」があり、附則に準じた扱いとされている
2. 主な決議事項は「グループホームや小規模入所を含めた、地域での居住支援」「難病者に対する総合的な支援法制度」「精神障がいのある人の総合支援体制」「成年後見制度の活用」「一般就労の促進に向けた職場定着」「常時介護を要する人への適切なサービス支給決定」など

35

最新の状況によると・・

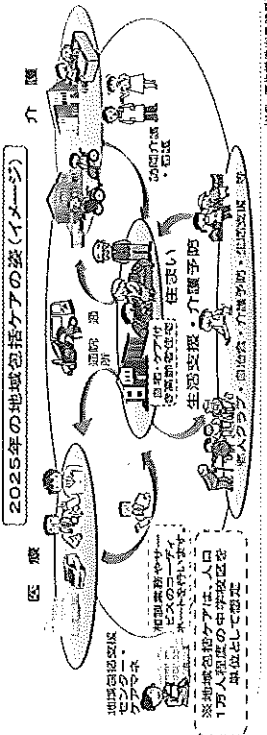
1. 地域における居住支援のあり方は、市町村協議会で議論することが前提
2. 一元化後のGH定員を特例で20名程度まで拡大可能としたうえで、安心コールセンター機能や基幹相談支援、短期入所など地域生活支援の機能を付加
3. あるいは、高齢化する知的障がいのある人を念頭に置いた「小規模な入所施設」に機能を付加することも可能

36



地域包括ケアの考え方

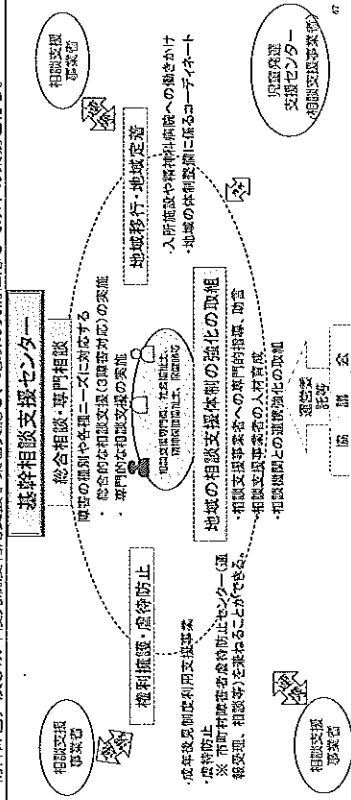
住まいの確保を軸とし、地域の医療・介護・福祉・生活サービス等を一体的、かつ適切に提供することで、誰もが住み慣れた場所で最後まで安心して暮らすことができる体制をつくる。



出典：厚生労働省「地域包括ケアの推進」

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援業務を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

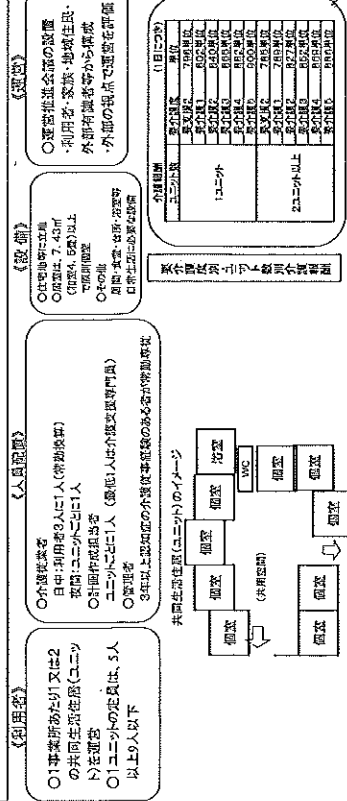


45

認知症対応型共同生活介護の概要

（基本的な考え方）

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。



出典：厚生労働省「認知症対応型共同生活介護の概要」

サービスを整備する体制

相談事業→計画相談→個別支援計画→モニタリング

基盤を整備する体制

自立支援協議会 → サービス整備の計画的整備

○ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
○ 自立支援協議会の各機関について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに
○ 当事者や家族の参加を明確化
（平成25年4月1日施行）

基本指針の見直し

1 障害福祉計画の策定・見直し
2 障害福祉計画の策定・見直し
3 基本指針の策定・見直し
4 基本指針の策定・見直し
5 基本指針の策定・見直し
6 基本指針の策定・見直し
7 基本指針の策定・見直し
8 基本指針の策定・見直し
9 基本指針の策定・見直し
10 基本指針の策定・見直し

46

第4期 (H27～H29) 計画に係る基本指針(案): 主なポイント	障害福祉計画の見直し 市町村(都道府県)障害福祉計画、市町村(都道府県)が定めた(広域的な見地から)定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 1. 障害福祉計画に定める事項の見直し ① 市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の推進に関する事項を加える。 ② 市町村・都道府県が計画に定める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。 2. 変更を要する障害福祉計画の作成 市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正しく把握・勘案して計画を作成するよう努める。 3. 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施 市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があるとき、計画の変更等を行う。 協議会の見直し 2. 構成員 協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。 3. 協議会の設置 地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。
---	--

第4期 (H27～H29) 計画に係る基本指針(案): 主なポイント	計画の作成プロセスに関する事項 ◇「障害福祉計画」―PDCAを活用した実効性の担保 「成果目標」「活動指標」の展開しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表、等 ＜個別施策分野①: 成果目標に関する事項＞ 地域生活支援拠点等の整備 (新規) 障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点については、平成29年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一カ所ずつ整備するよう、障害福祉計画の成果目標として新たに設定する
---	---